

置賜基協発第 43 号  
令和 7 年 12 月 1 日

事業者各位

一般社団法人 置賜労働基準協会  
会長 吉野 徹

## 低圧電気取扱業務に係る特別教育のご案内

このたび当協会で、労働安全衛生法第五十九条の3に基づき標記の講習を下記の通り開催することといたしました。

この教育は、危険有害な業務に従事する方に対する安全・衛生のための教育で、事業主に代わって当協会が実施するものです。

お忙しいことと存じますが、該当される事業場（電気自動車等の整備業務を除く）にあっては是非この機会にご受講いただきますようご案内申し上げます。

なお、本教育修了者には修了証を交付いたします。

労働安全衛生法 並びに 規則 抜粋

### 法 第五十九条の3

事業者は、危険有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

### 規則 第三十六条

法五十九条第3項の厚生労働省令で定める危険有害な業務は、次のとおりとする。

四 低圧（直流の場合は 750V 以下、交流の場合 600V 以下）の充電回路の敷設若しくは修理の業務（電気自動車等の整備業務を除く）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

### 記

1.会場・日時 米沢市すこやかセンター （米沢市西大通 1-5-60）

令和 8 年 2 月 5 日（木） 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分まで

2 月 6 日（金） 午前 9 時 30 分～午後 12 時 00 分まで

2.受講料 協会会員 13,000 円（資料・1 日目の弁当代・消費税 10% 含む・内消費税額 1,181 円）  
会員外 17,000 円（資料・1 日目の弁当代・消費税 10% 含む・内消費税額 1,545 円）

3.教育科目

① 低圧の電気に関する基礎知識	⑤ 関係法令
② 低圧の電気設備に関する基礎知識	⑥ 実技（開閉器の操作の業務のみ対象）
③ 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	
④ 低圧用の活線作業及び活線近接作業の方法	

## 申込要項

1. 受講申請 下記の申込書に必要事項を記入し、FAX または E メールにてお申込ください。  
申込受付いたしましたら受講券と振込先情報を送付いたします。
  2. 申込先 一般社団法人置賜労働基準協会【登録番号 T6390005006205】  
〒992-0012 米沢市金池 1-4-20 TEL 0238-21-5678
- FAX 0238-21-5679 Email info-oitamarouki@ab.auone-net.jp
3. 申込締切 令和 8 年 1 月 30 日（金）  
※但し定員数に達し次第締切とさせていただきます。（定員 33 名）
  4. 注意事項
    - ・受講取消に伴う受講料の返金は講習日の 2 日前までとさせていただきます。
    - ・受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんのでお早めに納付手続きをお願いいたします。

### 低圧電気取扱業務に係る特別教育受講申込書

事業所名			
所在地	〒 TEL 0238 ( )		
連絡担当者	所属部署		
	氏名		
	Email アドレス		

※受講券・振込先情報の Email での受け取り希望の方はアドレスをご記入ください。

受講会場	米沢市すこやかセンター（2月5日～6日）		
受講者	(ふりがな) 氏名	生年月日	※
	( )	昭和・平成 年月日	
	( )	昭和・平成 年月日	
	( )	昭和・平成 年月日	